第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第三十一条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第三十条第三号」に、「同条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第四十五条　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条第一項中「者は」の下に「、農林水産省令で定める様式の標識について」を加え、「、その」を「その」に、「、農林水産省令で定める様式の標識を掲示する」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供する」に改め、同条第二項中「掲げて」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第四十二条第一号中「掲示した」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供した」に改める。

（保険業法の一部改正）

第四十六条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百七十二条の八第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　少額短期保険業者は、内閣府令で定めるところにより、商号又は名称、登録番号、代表者の氏名、本店又は主たる事務所の所在地その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三百三十五条第四号中「第二百七十二条の八第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五号中「第二百七十二条の八第二項」を「第二百七十二条の八第三項」に改める。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

第四十七条　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十六条第四項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第六十六条第四項中「旨を」を「旨について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（消費者契約法の一部改正）

第四十八条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「旨を」を「旨について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第五十三条第一号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正）

第四十九条　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十三項中「交付する旨」の下に「（以下この項において「公示事項」という。）を国家公安委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより」に改め、同条第十四項中「掲示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

第五十条　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正）

第十四条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条中「登録再生利用事業者は」の下に「、主務省令で定める様式の標識について」を加え、「、公衆」を「公衆」に、「、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第二十八条第二号中「第十三条」の下に「又は第十四条」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第五十一条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（認定手続）」に改め、同条第一項中「認定」の下に「（以下「認定」という。）」を加え、同条第二項中「前条の」を削り、同項後段を削り、同条第三項中「前条の」を削り、同条第五項を削る。

第六条を次のように改める。

（標識の掲示等）

第六条　自動車運転代行業者は、認定を受けたことを示す国家公安委員会規則で定める様式の標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

２　自動車運転代行業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

第八条第二項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第三項を削る。

第九条の見出しを「（廃業等の届出）」に改め、同条第一項を次のように改める。